

議事録

日時：令和7年3月19日(水)13:00～15:00

場所：オンライン開催

議題：

- 1 「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況について【報告】
- 2 2024年度立入検査の実施状況及び2025年度立入検査の重点について【報告】
- 3 質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて【審議】
- 4 令和6年能登半島地震を契機とした災害対策に関する調査【報告】

議事内容：

○山下ガス安全室長 ガス安全室の山下でございます。

定刻となりましたので、ただいまから第19回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、ウェブ会議を用いて実施しておりますので、御発言の際にはマイク、カメラをオンにさせていただいて、御発言をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○湯本技術総括・保安審議官 皆さん、こんにちは。大臣官房技術総括・保安審議官をしております湯本と申します。

委員の皆様におかれましては、日頃より液化石油ガスの保安行政に関しまして、御協力・御支援を賜り、誠にありがとうございます。また本日はお忙しい中、御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

この1年を振り返りますと、昨年1月の能登半島地震をはじめとしまして、8月には宮崎県の日向灘沖を震源とする最大深度6弱の地震、その後の台風、豪雨などに見舞われまして、多くの自然災害が発生した1年ございました。

そうした中、L Pガスは、先般決定されました第7次エネルギー基本計画におきまして、災害時に病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する最後の砦として重要なエネルギーであると位置づけられたところでございます。その役割を果たすためには、L Pガスが安全に使用されることが不可欠であり、本委員会における御審議を今後のL Pガスの保安向上のための施策に反映してまいりたいと考えております。

本日の委員会では、「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況、及び立入検査などの実施状況について御報告するとともに、災害時に消防機関等がL Pガスを用いた支援活動を迅速に開始できるよう、質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて御審議をいただくこととしております。本日はぜひとも忌憚のない御意見、積極的な御議論をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下ガス安全室長　　ありがとうございます。

それでは、事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について説明いたします。

本日の会議は過半数以上の委員に御出席いただいておりますこと、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は大谷委員長が御都合により欠席ですが、規定に基づきまして、委員長から笠井委員に委員長代理の指名がされましたので、笠井委員に委員長代理をお願いしております。

会議終了後ですが、議事録は委員の皆様にご確認いただいた後にウェブサイト公開することを予定しております。

また、これまで本委員会の委員であった堀口委員が産業構造審議会委員の任期満了に当たり御退任となりました。堀口委員には長きにわたりL Pガス保安に対しまして貴重な御意見をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

今回から本委員会に、新たに藤田委員に御着任いただいております。藤田委員から一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤田委員　　皆様こんにちは。弁護士の藤田と申します。

私、今まで業務としては自治体の訴訟代理人等をさせていただき、その中で様々な死亡事故、ガス事故などについても検討させていただいたこともありました。まだまだ未熟ですし、勉強途中ということではありますが、お役に立てるように、できることはしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○山下ガス安全室長　　よろしく願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては笠井委員長代理にお願いいたします。

○笠井委員長代理　笠井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会是一般の消費者が直接エネルギー物質を取り扱うということで、安全確保のための大変重要な議題を持っております。どうぞ活発な御議論をよろしくお願いいたします。

本日の議題は4件ございます。最初の議題は『液化石油ガス安全高度化計画2030』の取組状況についてです。なお、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会及び全国LPガス協会については、本日、この後御予定があるということですので、順番を入れ替えて進行させていただきます。

では、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会より、資料1-4に基づき、説明をお願いいたします。

○水越オブザーバー　ただいま御紹介いただきました日本エルピーガス供給機器工業会でございます。

本日、弊会の都合にて会議の進行順序を変更していただいたことに対しておわび申し上げますとともに、「液化石油ガス安全高度化計画2030」に対する弊会の活動を発表する場を設けていただいたことに感謝申し上げます。

新たに就任された委員の方がいらっしゃいますので、弊社について一言御説明申し上げますと、私ども、日本エルピーガス供給機器工業会は、LPガス容器、一般にボンベと呼ばれているものの先からガス機器の手前までに使用するLPガス機器、例えばボンベの中の高い圧力のガスをガス機器の使用圧力に合わせるために使用する圧力調整器ですとか、ガスホース、ガス栓、ガスメーター、こういった様々な機器を製造するメーカーで構成されておまして、これらの機器の安全性の向上の検討や、安全な使用方法の周知などを活動としております。

それでは、「液化石油ガス安全高度化計画2030」に対する弊会の取組について御説明申し上げます。

次のスライドをお願いいたします。弊社における取組の一つとしまして、安全なガス栓等の普及促進がございます。こちらは、安全高度化計画のガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策の中の安全な消費機器等の普及促進に対応するものとなります。イラストにありますガス栓はホースガス栓と呼ばれるもので、ガスのホースが外れた際に自動的にガスを止めるヒューズ機構というものの内蔵が法令で義務づけられておりますが、近年、

つまみを完全に開かずに中途半端な位置で使用して、ガスヒューズ機構が作動しないといった、想定外の使用による事故が発生しております。これに対応するものとして、つまみが中途半端な状態ではガスが流れないON・OFFヒューズガス栓ですとか、そもそもつまみがなくて、ホースの抜き差しによってガス通路を開閉するガスコンセントという、より安全な製品が開発されておりますので、チラシなどの広報物を通じて、これらのガス栓への交換を促しております。

次のスライドをお願いいたします。こちらのスライドの右上の写真にあります製品がガス栓カバーと呼ばれるものとなります。ガス栓は消費者の方の所有物となりますので、先ほど御説明しましたON・OFFヒューズガス栓やガスコンセントへの交換が費用的な面等で難しいというケースがあるかと思えます。こういった場合に、ガス機器が接続されていないガス栓のつまみを物理的に使用できないようにするために、つまみ部分に被せて使用する補助ツールとなっております。こちらにつきましても、チラシなどの広報物を通じて普及を図っております、こちらの製品は出荷統計を取って公表しております。2008年の開発以降、累計で460万個近い数量が出荷されている状態となっております。

次のスライドをお願いいたします。弊会における2つ目の取組として、経年劣化したガス栓の交換促進が挙げられます。こちら、安全高度化計画のガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策の中の周知等による保安意識向上に対応するものとなります。弊会では、定期的に市場で使用されている所管製品の回収調査を実施しております、回収調査を通じて、事故につながる症状を把握しております。ガス栓の場合ですが、イラスト下部にあるような症状が故障のもととして見られたため、チラシなどの広報物ですとか、消費者団体の発行する広報物、業界新聞への広告等を通じまして、消費者の方による日常点検や異常発見時の早期交換をお願いしております。

次のスライドをお願いいたします。弊会における3つ目の取組として、ガス放出防止型高圧ホースの普及が挙げられます。こちらですが、安全高度化計画の地震・水害・雪害対策の中の容器の転倒・流出防止対策に対応するものとなります。ガス放出防止型高圧ホースですが、LPガス容器と圧力調整器とをつなぐ高圧ホースに安全機構を内蔵したものでして、容器が転倒したり、水害で流されそうになったりして、ホースに一定以上の張力がかかった際に、LPガス容器の出口でガスを止めるホースとなります。地震や水害で配管が破損したり、ホースが切れたりした場合においてもLPガス容器の中のガスが放出されることなく、二次災害の防止に役立ちます。

全国LPガス協会さんからの御要望もありまして、公正取引委員会の確認を経た上で、2021年4月以降、順次、特殊用途のものを除いて、全てガス放出防止型とさせていただいております。高圧ホースなのですが、基本的に10年ぐらいで交換されることが多いため、現在、市場における高圧ホースの約80%以上がガス放出防止型高圧ホースであることが推測されております。

次のスライドをお願いいたします。弊会における4つ目の取組としまして、災害対応型単段調整器の普及をはじめとした災害対策機器への切替えがございまして、こちらは安全高度化計画の地震・水害・雪害対策の中の雪害事故防止対策に対応するものとなっております。雪害につきましては、有効な手段等をチラシにまとめまして、LPガス事業者の方へ周知させていただいております。また雪害を含めた自然災害全般への対応をまとめた講習会資料も作成しておりまして、2024年度におきましては31会場で講習を開催させていただきました。

雪害対策機器の中で、近年、特に普及に力を入れているものとしましては、スライドの中央にイラストがございましてガス放出防止型単段調整器がございまして、こちらのガス放出防止型単段調整器ですが、屋根などから雪等が落下したときに調整器が破損した場合にガスを止める折損式と、容器が転倒したときなどにガスを止める張力式の2つのタイプがございまして。

次のスライドをお願いいたします。ガス放出防止型単段調整器につきましては、出荷統計を取っておりまして、近年、単段調整器全体の約20%がガス放出防止型となっております。私どもといたしましては、自然災害時の二次災害防止に向けて、ガス放出防止型単段調整器につきましても、ガス放出防止型高圧ホース同様に100%の普及を目指して、普及活動を続けていく所存でございまして。

以上が2024年度における弊会の取組となります。御清聴ありがとうございました。

○笠井委員長代理 御説明ありがとうございました。本日はここで御退席となります。

次に、一般社団法人全国LPガス協会から、本計画の取組状況について、資料1-2に基づき、御説明をお願いいたします。

○村田オブザーバー 全国LPガス協会でございます。私ども、この後、資源エネルギー庁の審議会に出席する必要がございまして、順番を入れ替えていただきまして、説明する機会を設けさせていただきました。御配慮ありがとうございました。

私どもの協会は全国におりますLPガスの卸売業者、小売業者の団体でございます。全

国約1万6,000の事業者がありますが、その全国団体ということでございます。

それでは、資料に則して御説明してまいりたいと思います。

次のスライドをお願いいたします。これはLPガス安心サポート推進運動と銘打って、私どもが実施しているものでございます。運動の期間は5年ということでございまして、令和6年度は4年目に当たっております。国の計画と一体となって進めているところでございます。具体的な進捗状況の管理や進め方でございますが、3点、重点事項として定めてございまして、業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、業務用換気警報器の設置促進、それと軒先容器の二重掛け等流出防止推進と、これを重点事項として進めているところでございます。

次のスライドをお願いします。ここにございますように、赤字で書いてあるところが、ただいま御説明した3点の重点項目でございます。

次のスライドをお願いします。まずCO中毒事故防止対策でございます。近年、CO中毒事故が続いてございまして、令和6年にも5件発生しているところでございまして、給排気の重要性についてさらなる周知を図ってまいりたいと思っております。

次のスライドをお願いします。これは公益社団法人日本食品衛生協会メルマガでございまして、こういったものを活用いたしまして、周知・啓発に努めているところであります。

次のスライドをお願いします。ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策でございますけれども、これにつきましては、ガス漏れ発生時に自動的にガスを遮断するシステム、ガス警報器とガスメーターを連動させるシステムの普及促進を図っているところでございます。ガス警報器工業会様の御協力もございまして、この運動を実施しているところでございます。また、都道府県の事例といたしまして、ガス栓の誤開放防止の周知や、経年劣化したガス機器についての周知を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。設備対策でございます。販売事業者は、機器の期限管理を自主的に行っておりまして、期限内の交換に取り組んでいるところでございます。また、高圧ホースでございますけれども、安全性を高めるためにガス放出防止型のみいたしましたので、今後、安全性の高いホースに変更されていくと思っております。

次のスライドをお願いします。その他事故防止対策でございます。近年、いわゆるその他事故によります事故が多発しております。ここにございますように、平成23年から令和2年は年間平均33件でございましたが、令和3年から令和6年の近年では年間66.3件というように大変増えているところでございまして、消費者に対しまして、こういった周知文

書による注意喚起に加えまして、LPガス安全委員会が作成した保安ガイドチラシなどを配布しまして、消費者と事業者双方への安全意識の向上を図るべく活動をしているところでございます。また、ここにありますように、「埋設ガス管に注意」といったタグをつけるというような具体的な取組を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。これは自然災害対策でございます、地震・水害・雪害対策ということでございます。例えば昨年の能登半島地震のときにもLPガスの災害対応中央連絡会議を開催しまして、対応を行ったところでございます。

次のスライドをお願いします。これは、容器の流出防止措置状況でございます。1メートル以上の浸水が想定される地域の充填容器につきまして、流出防止措置をするということが令和3年の省令改正によりまして義務づけられたところでございます。昨年の3月時点の調査結果では、措置済みが78%、6月までに達成の見込みが90%となりましたので、未設置の箇所につきましては、期限の確実な完了を要請したところでございます。

次のスライドをお願いします。雪害の関係でございます。今年も大雪でございましたが、調整器や高圧ホースの折損事故が多発しているということから、雪囲い等の対策が困難な設備に対しましては、調整器を配管に直接接続する構造に変更するとか、あるいは調整器や高圧ホースをガス放出防止機能つきへ切り替えるような対策を講じるように促しております、ここにありますようなガイドチラシをもちまして促しているところでございます。

次のスライドをお願いします。保安基盤の確保でございますが、リスクマネジメントの考え方を導入いたしまして、販売事業者によります自主保安活動の徹底を図ってまいります。具体的には、自主保安活動チェックシートを活用した自己診断を実施するというところで、各事業者の保安意識の向上を行うことで対応しております。このチェックシートの結果に基づきまして、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰において、優良13社が表彰を受けたところでございます。今後とも、こういった活動を展開してまいりたいと思っております。

次のスライドをお願いします。最近、通信技術の進歩によりまして、LPWAや無線通信、スマートメーターを活用した集中監視システムの導入が進んでおります。こういった集中監視システムの設置率も、ここにありますように5割を超えるところまで来ておりますので、こういった新しい技術を活用しました高度な保安体制の効率化を図ってまいりたいと思っております。

次のスライドをお願いします。令和6年、飲食店においてCO中毒事故が発生いたしま

して、複数の方が負傷されました。こうしたことを踏まえまして、来年度におきましては次の3点につきまして重点的に取り組んでまいりたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、業務用換気警報器の設置促進、業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、他工事事故防止対策の強化、この3点を推進してまいりたいと思いますので、消費者の方々、経済産業省、それからメーカーの方々の御協力が不可欠となりますので、一層の御協力をお願いしたいと思っております。

次のスライドをお願いします。ここからは、私ども、最近、重視をしております保安関係の取組につきまして御説明したいと思っております。

次のスライドをお願いします。1つは、消費者が安全で安心にLPガスを御利用いただくために、法規制の改正や技術革新に対応するため、保安業務規程の見直しを定期的に行って、常に最適な安全対策を講じるということでございます。具体的には、定期消費設備調査における課題への対応ということでございます。最近は、いわゆる対面での、消費者宅での調査が完了できないという問題があります。やはりコロナ以降の世の中の流れの変化ということを受けまして、こういったことが起きております。LPガス業界では、これまで保安確保機器の技術進歩が進展していることから、そういったことを通じまして、LPガスの事故の減少に貢献してきたものと自負しております。しかしながら、点検調査の内容は1997年の液石法の改正以降、大きな変更がないということございまして、技術進歩の変化が反映されていないという問題がございます。したがって、近年の保安機器の機能の飛躍的な向上を踏まえまして、点検調査の内容も現状に合わせて変更していく必要があると考えております。

次のスライドをお願いします。1つは、電磁的周知の活用による課題と対応でございます。書面による周知方法は、これまで非常に優れた効果を発揮してきたわけでございますけれども、時代の変化に伴いまして、その効果が薄れてきております。また、事業者側でも人手不足やコストの増加といった問題を抱えておりまして、効率的な情報伝達の手段の確立が求められております。電気通信事業法上の解釈では、「ウェブページへの記載に対し、URLやQRコード等、当該ページを閲覧するために必要な情報をSMSを含む電子メールで送信し、又は書面葉書でも可に記載して交付することにより契約書面に代えることができる」とあります。こういったことから、液石法でもこの考え方を踏まえて、URLやQRコードを利用した検針伝票や請求書で代替できるのか、明確な基準を示していただけだと思っております。

次のスライドをお願いします。LPガスの、いわゆる2メートルの火気の問題でございます。エアコンの室外機が火気に該当するかどうかにつきましては、行政機関の間で解釈が統一されておりませんで、多くの場合、過剰な規制が課されているのが実態でございます。こういった状況は、LPガス業界に多大な負担をかけまして、物流の効率化を阻害するなど、深刻な影響を与えております。したがって、一般家庭で広く使用されておりますインバーター式エアコン室外機がどのような根拠で火気に該当すると判断されているのか、明確な基準を示すよう求める必要があると思っております。着火源とならない電気設備として、直接裸火を持たないこと、320℃より高温となる部分を持たないこと、接点を持つ電気製品はON-OFFによる電気火花が点火エネルギーより小さいこと、あるいは接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと、この3点が、いわゆる着火源とならないと考えられているわけですが、これを明確な基準として、各都道府県共通に運用いただけるように、我々としてお願いしたいと思っております。

以上でございますけれども、後ほど、今日は、いわゆる質量販売につきましての運用の見直しというのが事務局のほうから御提案があるというように聞いております。これにつきまして、私どもの問題意識を1点申し述べたいと思っております。質量販売の緊急時対応講習につきまして、現在、運用がなされているところでございます。この問題について、議論されている当初から我々、問題意識を持っているわけでございますけれども、現在の販売事業者がこの問題について慎重な対応をしているということでございます。というのは、現行の中身では、販売後の保安責任がいつ終了するかということにつきまして、販売事業者が知ることができないということでございます。例えば、容器を最初に販売した事業者は、その後、ほかの販売事業者からお客様が購入した場合、保安責任はなくなると理解しておりますけれども、実際にそのお客様がほかの販売事業者から購入したという事実を知ることができないので、いつになったら、自分たちの責任が解除するかということを知り得ないという状況でございます。こういった状況でございますと、もともとの最初の販売事業者は最終的な保安責任の解除が見えないので、なかなか販売に躊躇するという現状でございます。

それから、講習の有効期限が切れた場合に、緊急時対応業務が販売事業者に全てかかるということになります。そういったことからしましても、管理を含めまして、販売事業者は躊躇するという実態でございますので、今回、運用を見直すに当たりまして、こういったもともとの懸念点につきましても改めて御検討願えればと思っております。

そして、講習の内容につきましても、さらなる充実を図る必要があると思っております。今回、消防などの運用を見直すということでございますが、消防などの組織ということなのか、それぞれ消防などに属している個人ということなのか、具体的な講習の対象者がどうなのかということについて必ずしも明確になっておりませんので、今後、詳細を検討する際におかれましては、我々業界団体ともぜひとも協議をお願いしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、全国LPガス協会からの御説明に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○笠井委員長代理 御説明ありがとうございました。本日はこちらで御退席となります。

次に、事務局から資料1-1に基づき、御説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長 事務局でございます。「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況について御説明をさせていただきます。

次をお願いします。この高度化計画でございますけれども、2021年4月に公表しております、今後10年間を見据えた保安体制となっております。右の欄を御覧いただきますと、この計画には安全高度化指標という、年間の死亡事故等の数値目標を掲げております。この指標の達成に向けまして、国、事業者、関係団体が共同しまして、左に書いてございますけれども、実行計画（アクションプラン）に沿って取組を行っていくこととなります。

次をお願いします。こちらは重大事故の発生の状況でございます。A級事故、B級事故と書いておりますけれども、文字が小さいですが、下に定義が書いてあります。例えばA級事故でございますと、死者5名以上でありますとか、場合によっては爆発とか火災で大規模な、甚大な被害が生じたものという定義がされております。B級事故は死者1名以上4名以下ですとか、大規模な構造物の破損など、そういった定義がされているところでございます。このA級、B級に該当する事故を重大事故と我々、呼んでおります。過去5年間に重大事故が2件発生しておりますが、2022年、2023年、2024年は重大事故は発生しておりません。

次をお願いします。こちらは先ほど述べました安全高度化指標の達成状況を示しております。これを見ますと、2024年、死亡事故は発生しておりませんので、指標は達成できておりますが、負傷者が発生する事故は27件発生しております。負傷者は発生しておりますが、達成できていないということでございますので、引き続き取組を行っていく必要があると思っております。

右の欄は、高度化計画2030が開始されて、2024年までの平均値を書いております。すな

わち2021年から2024年の間の年間の平均を記載しております。これを見ますと、負傷者が発生した事故は平均で24.3件でございますので、平均でいいますと目標は達成しているということかと思えます。この計画でございますけれども、2025年を終えますと折り返しになるわけございまして、2026年で中間評価を行うこととされております。目標期間内におけます対策状況でありますとか必要な計画の見直しなどを検討することになっております。

次をお願いします。こちらは先ほどの行動計画（アクションプラン）の項目と主体者を書いております。

次をお願いします。次は具体的な取組の御紹介となります。まず一酸化炭素中毒事故についてでございます。昨年9月に関係省庁の参加を得まして、一酸化炭素中毒事故に係る連絡会議を開催して、各省庁の所管する業界団体への周知、注意喚起をお願いしたところでございます。そして、10月30日でございますけれども、関係省庁に対しまして、食品工場ですとか、業務用厨房における一酸化炭素中毒事故の防止のために、関係団体へ注意喚起を要請する文書を発出しているところでございます。

次をお願いします。一酸化炭素中毒事故に関しまして、全国のLPガス販売事業者の方々を対象としたオンラインでの講習を実施しております。

次をお願いします。こちらは消費者の方々に対する注意喚起となります。ガスの安全な使用ですとか、換気の重要性、設備の正しい使用、メンテナンス、警報器等々につきまして、リーフレット、あるいはホームページ等を通じて周知活動を実施しております。また、各自治体におきましても動画配信ですとか、保安教室の開催によりまして注意喚起を実施しております。

次をお願いします。こちら、国による広報、注意喚起の例になります。左にシールと申しますか、ステッカーと申しますか、載せております。これは厨房におります調理スタッフの方々に換気をするように促すためのシールでございます。またその下でございますけれども、食品衛生責任者の方々に対しまして、厚労省の御協力をいただきまして、メールマガジンによりまして周知活動を実施しております。

次をお願いします。ガス警報器でございますが、ガス警報器につきましても、その重要性について周知・啓発活動を実施しております。例えば、我々の出先機関でございます産業保安監督部、中部とか九州などの監督部におきまして、パンフレットの配布等によりまして周知活動を実施しておりますというのと、あと、自治体で、富山県ですとか山口県など

の自治体におきましても保安講習会などの場におきまして、ガス警報器の設置促進を行うなどの普及啓発活動を行っております。

次をお願いします。こちらは他工事の対策でございます。建設工事、水道工事、解体工事とか、ガス工事以外の他工事による事故の対策でございます。3月7日に、建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止のための協力依頼文書ということで、国交省、厚労省に文書を出しております。また、産業保安監督部におきましても、各地域の地方整備局などの関係機関に対しまして、他工事事務防止の周知を実施しております、例えば建設工事事業者が集まる会議などの場でパンフレットを配付していただくなど、そういった取組を行っているところでございます。

次をお願いします。こちらは、先ほど話にありました質量販売の関係でございます。ガスを販売する際には、ガスメーターでガスの使用量を計測して、実際に消費した体積で販売する、これは体積販売と呼ばれておりまして、通常の一般家庭ではこのような形態でガスが販売されているところでございますが、質量販売といいますのはボンベに入っているガスの重さにより販売する方法でございます、その利用形態としましては、例えばボンベを自分で運搬して屋外で使用するとか、キッチンカーで使用するとか、そういった場合が考えられるわけでございます。その上で、まず液化石油ガス法でございますが、いわゆる30分ルールというものがございまして、下にイラストが描いてございまして、LPガス販売事業者、保安機関に対しまして、緊急時に消費者の下に原則30分以内に到着して、災害の防止ですとか、被害拡大防止のための措置を行う体制の確保を求めているというところでございます。こちらが30分ルールでございます、他方で、キッチンカーなどの場合は30分圏外に移動する場合もあるかと思っております。このため、キッチンカーなど、そうした消費者の方々に、イラスト右に書いております質量販売緊急時対応講習という講習を受講していただいて、その赤枠に書いてございますけれども、「緊急時に所要の措置を消費者が自ら行う」と。またそれにつきまして、LPガス販売事業者のほうから、確認を受けた場合には、このような消費者を30分ルールの対象から除くということを可能にしております。この講習は2023年の1月から開始しております、講習を実施する機関でございますけれども、今年度は富士瓦斯と名古屋プロパン瓦斯という会社が加わりまして、イーエルジー、千葉県LPガス協会と合わせまして、計4社が講習を実施しております。これらの講習でございますけれども、対面のほかウェブでも行っておりますし、あるいは出張講習などを行っている機関もございます。

次をお願いします。こちらは質量販売に係る事故の事例でございます。飲食店ですとかイベント、キッチンカーなどにおいて事故は発生しているということでございます。事故の原因としましては、ゴムホースが外れていたと思われるものでありますとか、調整器を容器から取り外したときにガスが漏えい、着火したなどという場合がございます。こういった事例を踏まえ、質量販売緊急時対応講習を受講していただき、緊急時には自ら必要な措置を行うための知識を身につけていただくのがよろしいかと考えております。

なお、質量販売緊急時対応講習については、後ほど議題3におきましても再度取り上げさせていただきます。

次をお願いします。水害対策でございます。浸水のおそれのある地域におきましては、2024年6月1日までに充填容器、ボンベが浸水によって流されることを防止する、またはボンベにチェーンを二重掛けするなどの措置を講ずることとしておりました。

次をお願いします。こちらは雪による事故の注意喚起でございます。落雪や除雪等々によりまして、調整器ですとかガスメーター周辺の配管が損傷してガスが漏えいする事故が発生することがございます。このような事故の注意喚起を行うために、我々、消費者向けのリーフレットを作成しております。

次をお願いします。こちらにも自然災害対策でございますけれども、都道府県ですとか政令指定都市におきましても周知・啓発活動、災害時の訓練を行っているということでございます。

次をお願いします。こちらは当省が実施しております表彰制度でございます。先ほどの御説明にもありましたけれども、自主保安活動に顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者の方々に対しまして、表彰を実施しております。昨年は10月24日に表彰式を開催しております。

次をお願いします。行政機関向けの講習でございます。都道府県ですとか政令指定都市における職員の方々に対しまして講習を実施しております。また、各地域の自治体ですとか、あと経産省の実務担当者によりまして、地域別のブロック会議というものを開催しております。この場で、法執行面に係る情報交換等を実施しているところでございます。

次をお願いします。こちらは販売事業者の方々に対する講習でございます。eラーニングを使った講習になっております。また、「保安業務ガイド」というのを我々作っております。そちらに新たな制度でありますとか、制度改正の情報も加えて、最新のものに改訂しております。

次をお願いします。こちらはスマート保安の関係でございます。我々、認定液化石油ガス販売事業者制度という制度を持っておりまして、これは販売事業者の方が集中監視システムの導入を行うと、その集中監視システムの導入率に応じまして認定を受けることができるものでございまして、例えば緊急時対応ですとか、点検頻度などの特例が与えられるというものでございます。この集中監視システムでございますけれども、機能としましては遠隔監視ができますし、あとは異常時に速やかに遠隔でガスの遮断ができるという機能を持っております。この集中監視システムでございますけれども、近年、LPガス協会では導入が進んでおります。こちらの説明にも書いてありますけれども、低電力・広範囲・ローコストのLPWAと呼ばれる新しい通信技術がございまして、そちらが集中監視システムに導入されて、最近、普及が拡大しているということでございます。これに伴いまして、我々の認定販売事業者数も増加しているということでございます。

また、こういった制度を広める観点から、認定販売事業者が使用できるエンブレムを作成しました。右のほうにありますけれども、こういったものを作りまして、申し込みがあった場合に当該事業者に交付しております。

次をお願いします。こちらは先ほど申しました認定制度の概要を記載しております。LPガスのユーザーでございますけれども、もちろん都心にもいらっしゃるわけですが、主には地方部でありますとか郊外のユーザーが多くて、いわば地域を支える重要なエネルギーであると思っております。決して大都会ではないのかもしれませんが、集中監視システムの導入のニーズがあり、また新たな通信技術によりメリットが高まっているということで導入が進んでいるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○笠井委員長代理　　ありがとうございました。

次に、高圧ガス保安協会より、資料 1－3に基づき、御説明をお願いします。

○近藤委員　　ありがとうございます。特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。

笠井先生におかれましては、これまでKHKに対し、バルク貯槽の検査方法の見直し、高圧ガス事故の調査分析、水素関係で水電解装置のKHK Sの策定など、様々な御指導をいただいておりますことを、この場をかりてお礼を申し上げます。

私から、「液化石油ガス安全高度化計画2030」におけるKHKの取組について、資料1－3で御説明いたしますが、その前に、先ほど全国LPガス協会から問題提起がござい

した。3点ほどございましたが、これをぜひ、経済産業省としてどのようにお考えなのか、御回答は後ほどいただきたいと存じます。

それでは、資料1－3に基づきまして、私から説明をさせていただきます。

スライドの2を御覧ください。事故・災害に対する取組について御紹介いたします。まず事故についてでございます。事故が起きてしまった場合、その発生状況や原因を究明することは類似事故の再発防止策を検討する上で最も重要なことでございます。私どもKHKは、1963年の設立以来、この考え方に基づきまして、事故発生時にその原因を調査し、KHKに設置している第三者委員会などの検討を経て、その調査内容を関係者に提供することにより、再発防止に努めてまいりました。先ほど山下室長から、重大事故の発生状況について御説明がありましたが、2020年の福島県郡山市で発生した飲食店における爆発事故や、2021年の秋田県の羽後町で雪害により発生した爆発事故では、直ちに役員及び職員を現場に派遣し、原因究明や再発防止に協力してきたところでございます。

幸いなことに、液化石油ガス法のB級以上の重大事故は、ここ3年間は発生しておりません。しかし、重大事故はいつ発生するか分かりませんので、KHKでは、事故の調査・解析のための第三者委員会を常設しております。これからも、いつでも事故の調査・分析・解析が行える体制を維持してまいります。

また、KHKでは、高圧ガス保安法の事故についても原因分析や重大事故の現地調査などを行っております。昨年11月に愛知県でLPガス消費中の爆発死亡事故が発生した際にも、KHKは役員及び職員を派遣いたしました。後ほど別のスライドで御紹介いたします。

次に、災害対策についてでございます。2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災を契機に、国の委託事業で災害対策のマニュアルを作成しております。作成後も、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨などの災害を踏まえて、必要な見直しを行っております。今年度は2024年1月に発生をいたしました能登半島地震を踏まえて、課題の整理とマニュアルの見直しを検討しております。詳しい中身につきましては、後ほど資料4で、経済産業省より御説明がありますので、私からの説明は割愛いたします。

スライドの3を御覧ください。このスライドでは、先ほど申し上げた昨年11月に発生したLPガス消費中の爆発死亡事故について御紹介いたします。この事故は一般家庭などで起きた事故ではなく、瓦工場で発生した事故ですので、高圧ガス保安法の事故となります。液化石油ガス法の事故ではありませんが、LPガス事業者の皆様に関係のある事故ですので、この場を借りて御紹介したいと存じます。

事故の発生日時は2024年11月29日16時頃でございます。発生場所は愛知県高浜市の瓦工場。人的被害は死亡者1名でございます。事故の概要ですが、事故当日、瓦を焼くためのガス窯の点火作業中に爆発が発生いたしまして、工場の窓ガラス及び壁が破壊され、従業員1名が死亡いたしました。この工場にはL P ガスを燃料とする窯がございまして、「窯の様子がおかしい」と、死亡した従業員から事務所に連絡があり、その直後に爆発が発生しております。爆発により、工場に隣接する名古屋鉄道・三河線の線路に破片が飛散し、碧南～刈谷市間の上下線で1時間30分程度の運転見合わせとなったところでございます。

KHKは、役員及び職員を派遣いたしまして、経済産業省、愛知県等と事故現場の現地調査を行いました。捜査中でございますので、現時点で詳細は未公開となりますが、窯の点火作業を誤った手順で行い、窯の内部にL P ガスが充満した状態で点火ボタンを押してしまったため、爆発したと考えられております。さらに詳しい情報を公開できるようになりましたら、事故原因や再発防止策などを皆様に提供してまいります。

また、この愛知県の事故のほかに、2024年12月13日に鹿児島県の日置市におきまして、L P ガス炉の使用中にCO中毒による死亡事故が発生しております。L P ガス消費時の死亡事故が立て続けに発生したことを受けまして、経済産業省及びKHKは、12月19日にホームページで事故防止のための注意喚起を行っております。L P ガス事業者の皆様におかれましても、改めて基準の遵守や作業手順に安全管理上の見落としはないか、御確認をお願いしたいと思います。

スライドの4を御覧ください。L P ガス消費者保安推進大会について御紹介申し上げます。私どもKHKが事務局となりまして、L P ガス業界、消費者団体、行政等で組織されるL P ガス安全委員会としての活動でございます。L P ガス消費者保安推進大会では、保安意識の高揚を図るため、自主保安活動を推進し、顕著な功績を挙げたL P ガス販売事業者、個人、団体等を表彰しております。今年度も10月に大会を開催いたしまして、17者に、KHK会長表彰を授与したところでございます。

スライドの5を御覧ください。保安ガイド、ポスター等の作成について御紹介いたします。これもL P ガス安全委員会としての活動でございます。L P ガス一般消費者の皆様を対象に、L P ガス設備の安全な使用方法や注意事項を記載した8種類の保安ガイド、ポスター、シールを作成してございます。2024年度には6種類をリニューアルいたしました。これらの保安ガイドは、L P ガス販売事業者を通じて、年間100万枚ほどを消費者に配布して周知・啓発を行っているところでございます。新しい保安ガイドは、日本語版に加え

まして、英語版、中国語版、韓国語版はもとより、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語など、合計で11の外国語に対応しているところでございます。LPガス安全委員会のウェブサイトから無料でダウンロードできますので、保安啓発に御活用いただきたいと存じます。

スライドの6を御覧ください。LPガス保安情報説明会の御紹介でございます。KHKでは、毎年10月頃にLPガス販売事業者等を対象としたLPガス保安情報説明会を開催し、法令の改正動向、事故情報、最新トピックスなどの情報を提供しております。今年も10月頃に開催を予定しておりますので、保安教育などに御活用いただけたらと思います。

スライドの7を御覧ください。液化石油ガス法等に基づく12種類の資格取得講習・義務講習を実施しておりまして、年間約5万人が受講をしております。2024年度からは、ポリエチレン管講習、配管用フレキ管講習、こういった実習のものを除きまして、全ての講習をオンラインで実施をしているところでございます。2025年度の実施に当たりましては、LPガス販売事業者の皆様の御要望を踏まえ、講習申込みを新年度の4月から開始いたしまして、新入社員が申込み可能となっているところでございます。

スライド8を御覧ください。技術基準の整備でございます。KHKは、高圧ガスに関する保安を促進するため、スライド右下の体制図のように、分野ごとに規格委員会を設置し、高圧ガス保安協会規格（KHK S）を整備しているところでございます。液化石油ガス法関連規格の制定改正は、液化石油ガス規格委員会で行っております。LPガス器具の基準、設備設置基準、保安教育など、30の規格を発行済みでございます。そのうち8規格は液化石油ガス法上の告示、通達、例示基準で引用されております。KHKは、技術基準整備3ヶ年計画を策定いたしまして、発行済みのKHK Sは5年ごとに最新の知見に基づく見直しを実施しております。2024年度、2025年度の見直し対象の規格はスライド下の表のとおりとなっております。改正動向や委員会の開催状況はKHKウェブサイトでも公開しております。

最後のスライドは、スライドの4と5で活動を紹介いたしましたLPガス安全委員会の概要を示したものですが、説明は割愛いたします。

以上、簡単ではありますが、高度化計画2030に関して、私どもKHKが取り組んでいる内容を御説明させていただきました。今後とも、LPガスの保安に係る取組を確実に実施し、事故防止と保安の確保に全力を尽くしてまいります。

以上です。ありがとうございました。

○笠井委員長代理 御説明ありがとうございました。

続きまして、ガス警報器工業会から、資料1-5に基づき、御説明をお願いします。

○権藤オブザーバー ガス警報器工業会の専務理事をしております権藤と申します。どうぞよろしくをお願いします。

文字が小さくて恐縮でございます。我々、警報器メーカーの団体でございます。安全高度化計画に記載されておりますガス警報器に係る3つのアクションプランについて、当工業会の今年度の取組状況を御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。1つ目のアクションプラン、ガス警報器の設置促進です。ここ数年のLPガス警報器の設置率と事故件数との関係です。グラフを御覧ください。棒グラフがLPガス事故件数、折れ線グラフがLPガス警報器の設置率でございます。設置率は右肩下がりの漸減傾向でございます。過去6年間でマイナス5ポイント強の低下をしております。特に5年度は対前年で過去最大のマイナス2.1ポイントも低下をいたしました。一方、事故件数は200件前後で高止まりの状況でございます。5年度は、負傷者は36名、CO中毒事故というのは4件発生し、さらに6年度は5件発生したと聞いております。

この状況におきまして、当工業会のガス警報器の設置促進への取組でございます。下線部分、青字のところでございます。LPガス使用の家庭における事故はまだ200件近く起こっております。ほとんどの事故発生場所においてガス警報器が設置されていなかったとお聞きしております。ガス警報器の設置があれば多くの事故は未然に防げると考えております。当工業会は設置率100%を目指して活動しております。

当工業会では、理念の下、安全高度化計画に沿って全国LPガス協会や都道府県LPガス協会などと連携をいたしまして、今年度も、1つ目、警報器の設置・交換運動のリメイク運動、2つ目、業務用換気警報器やCO警報器の設置促進、3つ目、業務用施設での警報器とメーター連動遮断の推奨の3つのテーマを軸に活動を実施してきました。

具体的な活動、実績につきましては3ページを御覧いただきたいと思います。1. 講師の派遣でございます。(1)LPガス販売事業者向けとしまして、福島県、東京都、富山県のLPガス協会様及び中国液化石油協議会の保安講習会へ合計15回、講師を派遣させていただきました。(2)一般消費者向けとしまして、住宅防火対策推進協議会、女性防火クラブ幹部地域研修会、広島県地域女性団体連絡協議会の研修会へ合計9回、講師を派遣させていただきました。(3)中部液化石油協議会の保安講習会のために中部保安監督部に説明資料を提供させていただいたというのは経産省の資料でもあった項目でございます。

2. 広報媒体の製作・配付というのも行っております。今年度は挿絵の広報媒体につきまして、ポスター、手引は全国603機関へ配送。2つ目、パンフレット、冊子につきましては全国11の県協の保安講習会などへ提供しております。3つ目、国際福祉機器展という、東京ビッグサイトでの展示会でブースを設置しまして、一般消費者の方に配布をしております。4つ目、もちろんホームページに掲載してPRをしております。5つ目、九州産業保安監督部のブース出展に対しまして、デモ警報器の貸し出しを行ったり、パンフレットを提供したりしております。また、昨年度、新たな取組ですけれども、ツイッター向けに動画を掲載するというので、提供させていただいたところがございます。

それから3. リメイク運動の表彰制度でございます。KHKの近藤会長からも御説明がございましたけれども、今年度、経済産業省、全国LPガス協会様、LPガス安全委員会などの協力も得まして、昨年10月実施のLPガス消費者保安推進大会におきまして、リメイク運動表彰としまして、ガス警報器の設置率など4部門、上位5位までの、例えば大分県さんとか新潟県さんの県協の方を表彰しまして、感謝状をお渡しさせていただいたところがございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。2つ目のアクションプランでございます。ガス警報器自体の機能の高度化というのにも取り組んでおります。当工業会におきましては、メーカーによるガス警報器の付加価値の向上や電池式警報器の開発など、機能の高度化を支援しております。今年度も、次の取組支援を継続いたしました。1つ目ですけれども、消費者に分かりやすいように、電子アラーム（ブザー）から、音声アラームの採用を推奨しているところがございます。また業務用厨房での外国人労働者の方にも分かるように、英語や中国語を用いた音声も用意しております。2つ目でございます。業務用換気警報器では、警報履歴の記録機能を搭載しております。3つ目でございます。ガス警報器とガスメーターの連動遮断を促進するため、警報器に内蔵、または外づけできる製品を販売していただいております。4つ目です。電池式警報器というのは、停電時の安全確保のために必要な製品でございます。都市ガス用では既に製品化されているのですが、LPガスについてはまだできておりません。実用化を目指して、メーカーのほうで検討が進んでおります。

5ページでございます。3つ目のアクションプラン、スマート保安の推進でございます。当工業会では、ガスメーターとガス警報器の通信システムに、業界としてUバス及びUバスエア（無線）を採用するべく発足しました、テレメータリング推進協議会、日本ガスメ

ーター工業会、当工業会の3者によるUバス仕様三者検討会に参加して検討をしております。今年度（6年度）は、ガス漏れ警報器の仕様書（案）をメーター工業会様と相互確認が終了したところでございます。7年度は、その仕様書とマイコンメーターの方の仕様書により、三者検討会を開催して標準仕様書の整備を行い、規程改正の整備を進めていく予定でございます。

最後、6ページでございます。参考でございます。本件は総合資源エネルギー調査会で議論されてきた内容でございますけれども、LPガスの保安に関することでもございます。この場で触れさせていただきたいと思っております。

昨年4月に液石法施行規則が改正されまして、この4月2日からLPガスの三部料金制というのがスタートいたします。これまで2回のパブリックコメントにおいて、経産省資源エネルギー庁からガス警報器の扱いについて見解が示されておりますので、確認を含めて紹介をさせていただきます。最後の「(御意見に対する考え方)」という段落でございます。ガス警報器については、設備料金に含めるというのが一義的な整理となります。中略しますが、最後の文章です。「このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考えます」との見解が示されております。つまり、警報器は三部料金制において、設備料金、基本料金のいずれに含めてもよいという整理がされているということをごこの場で強調させていただきたいと存じます。

最後に、ガス警報器はガス漏れ・爆発・火災・CO中毒事故を未然に防止し、国民の安全・安心を支える最後の砦でございます。今後とも、ガス警報器の普及に向けて関係者の皆様方の御支援・御協力をお願い申し上げます。

説明を終わります。ありがとうございました。

○笠井委員長代理　　ありがとうございました。

引き続きまして、一般社団法人日本ガス石油機器工業会から、資料1-6に基づき、御説明をお願いいたします。

○尾身オブザーバー　　日本ガス石油機器工業会の尾身と申します。よろしく願いいたします。

当工業会は、一般家庭用のガス機器、石油機器の製造者団体でございます。

それでは、「液化石油ガス安全高度化計画2030」の、弊工業会の取組状況について御説明させていただきます。

2 ページをお願いいたします。本日の概要でございます。基本的には消費者起因事故対策、それから販売事業者起因事故対策ということで、当工業会のアクションプランを御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。CO中毒事故防止対策ということでは、既に2008年に省令改正していただいています。不完全燃焼防止装置が3回動作したら、インターロックがかかるということの省令改正をしていただきました。現状の小型湯沸かし器については非常に安全性の高いものとなっております。それから、ガス暖房機器の使用時に換気するというような内容のチラシを作成し、セミナー等で配付したり、ホームページでも掲載させていただいております。また取替えということで、安全なガス機器への取替えもお勧めしております。

次のページをお願いいたします。ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策ということで、安全な消費機器等の普及促進というところでございます。これも2008年に液石法の省令改正をしていただきまして、ガスコンロの政令指定です。現状、ガスコンロにSiセンサーがついておりまして、天ぷら油火災に有効な安全装置が付加されております。2014年12月末現在で累計5,274万台を突破しておりまして、グラフで分かります。直近の火災件数は全国で2,396件ありますが、当初、政令指定した当時は5,000件を超えているような火災事故でございました。出荷するにつれて、火災件数が減少していき、現状ではピーク時の半数以下となっております。今後もガス機器の安全性や利便性の向上のために取り組むとともに、ガスのあるスマートな暮らしをサポートしていくということでございます。

次のページをお願いいたします。安全消費機器の普及促進と、周知等による保安意識の向上というところでございます。弊工業会も事故分析をいろいろやっている中で、やはり事故原因の6割が消費者の誤使用ということで、非常に多うございます。そういったことで、消費者対象の安全啓発活動として、全国の消防を通じて御案内させていただいて、お申込みがあった婦人防火クラブをはじめとする防火安全講習、それから全国女性団体連絡協議会主催の製品安全セミナー等、全国、北は北海道、南は沖縄まで、43会場に対して講師を派遣し、誤使用事故防止や安全型の機器の普及啓発、それから安全性の高いガス栓・接続具への取替えということをお勧めするセミナーに参加させていただきました。

次のページをお願いいたします。アクションとして、春と秋の全国火災予防運動に合わせた、全国805か所の消防署に対して「ガス燃焼機器には寿命があります」と。経年劣化

した商品の事故がやはり多うございます。それから、先ほど御説明いたしましたガスコンロ火災が多いので、「ストップガスコンロ火災」というようなチラシを作成しまして、全国に対して14万2,000部、配布をさせていただいております。

それから③といたしまして、経年劣化防止のために点検が重要だということで、「あんしん点検なるほど読本」というものを作りまして、ホームページに掲載させていただいております。

次のページをお願いします。④といたしまして、ガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットというところで事故が起きております。これらも、約6割がお客様の誤使用とか誤開放というものが多々ございます。そういった意味で、消費者の不注意を防ぐためにもチラシを作成させていただきました。これについても、今後、消費者セミナー等で配布するとともに、ホームページに掲載させていただいております。

次のページをお願いいたします。ガス漏えいに関する事故防止ということで、特にリコール対象品対応ということでございます。製品安全課様のネットパトロール事業との連携ということで、主にC to Cで、最近ではネットモール上で中古品の売買がされております。特にPSマークなし商品とかリコール品も含めて掲載されております。それらをチェックいたしまして、リストアップして、製品安全課様に報告をさせていただいております。製品安全課様からモール事業者に対して、リコール品は即座に削除という指示を出していただいております。さらには、PSマークなしについても意見交換をさせていただいて、現状ではモール事業者にも御理解いただきまして、PSマークなしの製品については削除していただいております。これらは時期をおくとまた出てくるというようなことがありますので、モール事業者様に対しましては、検索して、チェックを厳しくしていただくように、意見交換を継続して実施しております。

次のページをお願いいたします。その他事故対策ということで、一昨年、屋外設置給湯器の囲い込み禁止ということで、囲い込みによる死亡事故が発生いたしました。そういったことも含めて、製品安全課様の協力を得まして、住宅リフォーム関連団体へ一緒に訪問していただいて、周知・啓発をさせていただきました。引き続きホームページでも掲載させていただいております。

②といたしまして、やはり小型湯沸かし器などはホームセンター等で消費者の方が直接購入なさって、古い小型湯沸かし器と御自分で交換されてしまったときに、接続具の誤接続があって、ガス漏れで火災事故というのがございますので、小型湯沸かし器については、

有資格者による設置の必要というところのチラシを作りまして、関連団体へ周知活動をさせていただいております。

以上でございます。

○笠井委員長代理　ありがとうございます。

皆様から御説明、ありがとうございました。質問に先だちまして、事務局から発言があるということですので、よろしくお願いいたします。

○山下ガス安全室長　全国LPガス協会のプレゼンの際にありましたいくつかの問題提起についてでございます。4点あったと思います。1点目は機器の点検調査の話。2点目が周知の問題。3点目がエアコンの室外機の取扱いの話。4点目が質量販売緊急時対応講習に対する懸念ということだったと思います。

調査につきましては、闇バイトの問題とかありますけれども、なかなか家の中に入って調査ができないという状況かと思えます。我々でもそれは懸念しておりまして、関係業界、消費者に対しまして文書を出しまして、例えばガス会社が訪問をする際には身分証を提示してくださいとか、あらかじめ連絡して行くようにしてくださいと、そういった注意喚起といえますか、お願いをしているところでございます。ただ、最近、事故もなかなか減らないという状況でございまして、機器側の安全性が向上したという反面、規制のほうをいかに見直していくのかということとはなかなか大変な問題だと思っております、その辺は全国LPガス協会とも既に議論を開始しておりまして、引き続き議論を進めてまいりたいと思えます。

2つ目、周知の話でございます。これも同じでございますが、いろいろな技術が発達している中で、どういった周知をすればいいのか。こちら全国LPガス協会と今、まさに協議をしているところでございまして、引き続き協議をしてまいりたいと思っております。

エアコン室外機の問題でございますけれども、こちらは、我々も事実関係といえますか、実際にエアコンの室外機はどういったものなのかというのを調べる必要があると思っております、工業会とも話を始めております。いずれにしても、事実関係に基づきまして対応したいと思っております。エアコンも、技術が刻々と変わるものですから、最新の動向も踏まえて、まずは事実関係を調査したいと思っております。

あと、質量販売緊急時対応講習でございますけれども、なかなか御懸念があるのは承知しております。他方で、こういった質量販売を積極的に実施している事業者もございます。いろいろとお考えもございますので、こちら全国LPガス協会と既に協議を始めており

ますので、協議を継続してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○笠井委員長代理　それでは、本件につきまして、御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員　ありがとうございます。今の御説明、ありがとうございます。今、御説明のあった4点のうちの、まず1点目と2点目は、最近の新しい技術も使って、できるだけ合理的にいろいろなデータのチェックとかができるように、これは先端技術を活用した形での仕組みを考えていただきたいと思いますし、LP業界から、こういう場面で唐突に出てくる前に、経済産業省とよく相談していただきたいと思います。経済産業省とLP業界で協議をしていただきたいと思いますところでございます。

3点目のエアコンの室外機の話は、これはそう簡単ではなくて、地方公共団体によって統一されていないことも十分承知しておりますし、インバーター式のエアコン室外機の設置も様々な対応がございます。なかなか一概に統一的な扱いをすることは困難でありますので、これも関係者でしっかりと、かつ慎重に議論をしていただきたいと思います。LP業界と経済産業省とで相当突っ込んだ議論をしないと、この議論はもう長い間、このまま打ちかけになっておりますので、ぜひ解決をお願いしたいと思います。

質量販売については、いろいろな懸念があることは私どもも思っておりますが、引き続き着実な、かつ安全が保てるような仕組みを保っていただきたいと思いますところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○笠井委員長代理　ありがとうございます。では、次の質問に移ります。倉田委員、お願いいたします。

○倉田委員　倉田でございます。よろしく申し上げます。

2点、発言させていただきます。1点目ですけれども、資料1-1の3ページ、安全高度化指標の達成状況の表に事故発生件数が示されています。傷害事故の起因者別では、消費者が18人と最も多くなっています。この数字を下げることを考えますと、18人の事故を起こした人の属性はどのようになっているのかなと思いました。例えば年齢や性別、さらに居住している地域などが分かれば、それに合わせた安全教育を行うことが効果的かと思えます。例えば若い世代であれば、SNSなど、スマートフォンを利用した方法、高齢の世代であれば、リーフレットなど紙媒体の方法が有効かもしれません。

そして2点目ですけれども、資料1-5のガス警報器工業会様の資料の3ページ目にパンダのキャラクターを使ったポスターがありました。これは非常に親しみやすく、記憶に残りやすいと思いました。このパンダに名前があるかは分かりませんが、ゆるキャラがブームですし、動画などもあれば、このキャラクターを通してガス警報器の設置、ひいてはガス事業の安全性を消費者にアピールする有効な手段になるかと感じました。

以上です。

○笠井委員長代理　ありがとうございます。そうしましたら、質問に対しまして答えをお願いいたします。

○山下ガス安全室長　ありがとうございます。まず事故を起こした人の属性でございますけれども、今、手元にはございませんが、属性ですとか、どういった場所で発生したのかというのを見て、有効な再発防止策とございますか、PR活動とございますか、そういったことを取っていきたいと思います。

○倉田委員　ありがとうございます。

○権藤オブザーバー　ガス警報器工業会です。かわいいキャラクターの御指摘をいただきまして、ありがとうございます。パンダの名前は、漢字で書くと「保安保安（ホアンホアン）」になるのですけれども、このパンダのキャラクターと名前も含めて、特許庁に商標登録をさせていただいております。パンダについては白黒で目立ちますし、全国603機関に、毎年ポスターを配付させていただいております。自治体など訪問しますと、ポスターを貼っていただいておりますので、引き続き、これを御覧いただきますと、警報器のことだと御認識いただきますと大変光栄でございます。ありがとうございました。

○倉田委員　ありがとうございました。

○笠井委員長代理　ほかに御発言はございますか。お願いいたします。

○事務局　事務局から補足をさせていただきます。倉田先生から先ほどいただきました属性に関しては、実は残念ながら年齢とか性別というのは、今の報告の中では上がってこない仕組みになっております。どこで発生したかということと、何人の方が被害に遭われたかということは上がってくるのですけれども、御年齢とか性別に関しては特に上がってこないような仕組みになっておりますので、消費者に関して何らかの対策が取れるかどうかは別途検討させていただきたいと思います。ですので、すぐに検討には入れないということだけ御承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○倉田委員　分かりました。御回答ありがとうございます。

○笠井委員長代理　　続いて坂田委員、お願いいたします。

○坂田委員　　消費生活アドバイザーの坂田です。よろしくお願いします。

資料1-1の8ページ、9ページなのですが、今回、一酸化炭素中毒が発生したということで、私、こちらの委員会に参加するまで、一酸化炭素中毒が発生するメカニズムを意識したことがなかったのです。今回、5名ほどですが、周りの人たちにも聞いたところ、ガス機器を使うときになぜ換気が必要かという、本当のところの理由を知っている人がいなくて、不完全燃焼が起こる、そこから一酸化炭素中毒が起こる、そういったところが分かるような周知を図っていただきたいと思います。

関連して、周知に関して、今回、質量販売のところで町内会での使用の事故ですとか、キッチンカーでの事故等もあって、ガスの事故が身近なところで発生しているのですが、こういったところでこういったガスの事故が起こったというのを消費者に知ってもらうのが大事かなと思ひまして、こういった事故に対して、メディア、テレビですとか新聞、それからウェブメディア等に対するプレスリリース等を行っているのでしょうか。また消費者庁から、消費生活に関わる身近なものに対しては、事故について発信がなされて、各消費生活センターですとか新聞ですとかテレビにも取り上げられやすいと感じておりますので、消費者庁との合同での周知というのも検討いただきたいと思います。

以上です。

○笠井委員長代理　　事務局から御回答はございますか。

○山下ガス安全室長　　まずCO中毒の周知でございますけれども、なかなか身近ではないということでございまして、最近のガス機器は不完全燃焼防止とかついておりますので、なかなかそういった事故は起きにくいわけでございますが、周知の際には分かりやすいように工夫してまいりたいと思います。

あと質量販売のこと、事故のプレスリリースのことでございますけれども、一般消費者の方が重症になりますとか、先ほどのCO中毒になった場合には、我々、プレスリリースを出してございまして、注意喚起を行っております。また、その事故の情報につきましては消費者庁にも共有してございまして、消費者庁のほうからもプレスリリースを出していただいているところでございます。

以上です。

○笠井委員長代理　　ありがとうございます。藤田委員、お願いいたします。ちょっと時間を超過していますので、短めでお願いできればと思います。

○藤田委員　では、短めに。資料1-1の3ページ目あたりを見せていただくと、安全高度化指標の達成状況というのがあって、傷害を負った方が27件というように記載があります。ハインリッヒの法則というものがあまして、1つの死亡の裏には29件の傷害事故があり、その裏には300件のけがに至らない事故がありますよという、そういう統計の取り方についての法則があるのですが、そうすると、29に近いような件数があるとなると、これは死亡の危険に近い傷害事故があるという状況なのではないかと思うのです。確かに死亡事故は起こってなくて、それはすごくいいことなのですが、安全高度化指標を達成するためにも、それから二度と死亡事故を起こさないためにも、引き続き、事故の発生を防止するという点については検討をしていかななくてはいけないということかと思えます。それを前提に、今、様々な方法で、安全の利用について周知・啓発をしていただきますというお話をたくさんいただきました。それはすごくいいことだと思うのですが、その1つ前に立ち戻って、では何を周知・啓発するのかということについては、一旦しっかり検討する場面があってもいいのではないかとこのように思います。

2023年のLPガス事故発生状況というのがインターネット上にあって、2024年は発見できなかったのですが、2023年の状況を見てみると、かなり詳細に事故状況についての御報告があります。かなり詳細な御報告はあるのですけれども、これを全部見た上で、専門家とか、あるいは有識者が、では何をしたら、二度とこの事故が起きなくなるかということの検討がなされている場がないのではないかとこのことについて懸念を持っているのです。この場がそうだとこのことなのかもしれないのですが、今、時間がないこともそうですけれども、この会議ではそんなに時間はかけられません。そこで、別途有識者会議であるとか第三者委員会というような、事故の洗い直しをするような検討の機会を設けて、どうしたら事故が発生しなくなるかということを検討すると、何を周知すればいいかということがおのずと分かってくるのではないかと思います。そういう機会を設けていただければと思って発言させていただきました。

以上です。

○笠井委員長代理　ありがとうございます。事務局からございますか。

○山下ガス安全室長　後でまとめて御回答させていただきます。

浅野委員から事前に御意見をいただいておりますので、事務局より代読いたします。

○事務局　浅野委員からの御意見、代読させていただきます。

2件、意見をいただいております。まず災害対応に関してということですが、LPガス

は災害に強い一方で、孤立しがちな地域での普及度合いが高いということで、能登半島地震で起きたように、応援事業者の受入れ環境の不足による復旧の難しさを含めて、あらゆるシミュレーションを行って、本格的な図上訓練を行ったり、対応体制に生かす方向を目指していただければと思いますということです。この訓練とか対応体制というのは、経済産業省であったり、全国レベルの協会、関連団体、県協会、県行政、郡市町村レベルの協会、ないし事業所という方も入る形で体制を取ってほしいというお話です。また災害ボランティアに災害時のLPガスの保安に関心を持ってもらえると、災害時の安全な使用や事業者さんとの連携もスムーズになる可能性もあると思いますという御意見をいただいています。

2つ目が、物流業界でも女性の参画を徹底して工夫している企業も出てきているようです。例えば運転だけではなくて、女性でも運びやすい量とか、運搬補助機材の助成、坂道など運搬が難しいところは避けて女性に割り振るといったような工夫をしているところがあるというお話でございます。LPガス協会の女性活躍度の度合いが低いということで、推進については大分昔、恐らく15年ぐらい前から申し上げていますが、この間、どのような工夫というのが行われているのでしょうかということ。あと、営業などはぜひ女性を増やしたほうがよいと以前から言っていますが、例えば足りないという液化石油ガスの設備士に女性は全くいないのでしょうか。一人でもいるなら、ぜひそうした方にインタビューをして、女性の設備士を増やす可能性も考えられると思います。女性も現場に参画しやすいということは、高齢者も現場で継続して働きやすくなるということです。これは多少、腕力が弱くなっても対応できるという趣旨だということです。ぜひこのあたり、しっかりと議論と調査を重ねていってくださいという御意見を頂戴しております。

以上です。

○笠井委員長代理　ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2の「2024年度立入検査の実施状況及び2025年度立入検査の重点について」ということで、事務局から、資料2に基づき、説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　それでは、立入検査の実施状況及び2025年度の立入検査の重点について御説明いたします。

次をお願いします。こちらが2024年度立入検査の実施状況でございます。本省におきましては、4月1日から2月28日まで、6つの事業所に立入検査を実施しております。また、

産業保安監督部のほうでも検査を行っております、こちらは75の事業者に立入検査を行っております。

立入検査の際には、資料の下半分に書かれておりますけれども、立入検査の重点事項を重点として検査を行ったところでございます。

次をお願いします。こちらが2024年度の立入検査の結果、主な指摘事項となります。例えば保安業務に係る委託業務の内容に関する事項として、保安業務を委託するときに書面に記載不備があったというもの、また保安業務の実施状況に関する事項といたしましては、バルク貯槽のアースが適切でなかった、あるいはガス検知器の校正が実施されていなかったというものがございます。また、緊急時対応の体制に関する事項としましては、保安業務資格者の不備がございます。人数不足でございますけれども、一時的に人数不足が生じていたということのようでございます。また、LPガス販売事業者に備える帳簿への記載事項の不備、貯蔵施設・供給設備の基準に適合していないものもございましたということでございます。

以上の指摘事項につきましては、改善指示書等によりまして改善措置、及び再発防止策の作成等の指示を行っているところでございます。

次をお願いします。こちらが2025年度の立入検査における重点事項でございます。2024年度の立入検査の指摘事項、あるいは事故の特徴を踏まえまして、重点事項を策定しております。保安業務に関する不適切な事例ですとか、LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載が不十分な事例、こういったものが見受けられましたので、業務主任者の職務の実施状況を含む保安業務の実施状況でありますとか、またLPガス販売事業者が備える帳簿への記載状況について詳細に確認することとしております。

下の⑨のところでございますけれども、小さい字で書いておりますが、これは昨年度も記載しましたが、販売方法の基準につきまして、我々で検査をするのですけれども、そのうち取引適正化に関する事項は資源エネルギー庁、あるいは各経済産業局のほうで実施されることとなりますので、念のため、括弧書きで書いております。立入検査でございますけれども、事業者におきまして、法令遵守でありますとか安全意識の向上、また保安対策の向上、LP業界の保安水準の向上にも資するものでございますので、大変重要であると思っております。これからも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○笠井委員長代理 ありがとうございました。時間も超過しておりますので、御意見、

御質問などございましたら、1、2件お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員 では簡単に1点だけ。立入調査していただいて、いろいろ問題が発生して、表面化しているということはすごくいいことだと思います。分かってきた問題について、引き続き追跡調査をしていただければと思います。

以上です。

○笠井委員長代理 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3「質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて」。事務局から、資料3に基づき、説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長 それでは、質量販売緊急時対応講習の運用の見直しということで御説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。こちらは先ほど資料1のほうで御説明しましたけれども、質量販売緊急時対応講習についてでございます。同じ資料を掲載しております。今般、この質量販売緊急時対応講習につきまして、消防などの国、または地方公共団体に対しまして特別の制度を設けるといふ、そういった運用の見直しでございます。

次をお願いします。昨年、能登半島地震、あるいはその後の大雨災害におきまして消防当局からお話ございまして、消防の応援部隊が被災地においてLPガスを用いた炊き出しなどの支援活動を行うということがございましたけれども、その際に、消防の方が管轄地域においてLPガス販売事業者からLPガスを購入して、そのLPガスのボンベを能登半島まで持っていくということになるわけでございますが、そうしますと30分以上の距離になってしまうということでございます。このため、当方から消防庁に対しまして通知（事務連絡）を出しまして、この消防の応援部隊の活動につきましては、30分ルール、保安機関が緊急時に原則30分以内に消費者の下に駆けつける、到着する必要がありますが、その原則の例外に該当するものとして対応したわけでございます。ただ、最近、自然災害が頻発化しております。そういったことを踏まえまして、災害時の支援活動に派遣される場合、その都度、例外的対応を行うのではなくて、迅速に活動を開始できるような運用に見直したほうがよいと思っております。このため、今般、関係する通達の一部を改正しまして、国や地方公共団体が講習実施機関として、これらの機関の職員に対しまして講習を実施すると、そういったことを可能にするということにしております。これによりまして、消防機関等が講習実施機関として消防職員のみを対象とする講習を行うことを可能にして、

その職員が災害現場等で行う支援活動につきまして、より安全にLPガスが使用されるようになるのではないかと考えております。

この講習でございますけれども、現在ある講習制度の現状では、講習の日程でありますとか実施場所とか定員とか、これはインターネットで広く公示して、広く受講者の募集を行うこととしております。応募して、受講料を払えば誰でも受講できるということになっているのですけれども、今回の通達におきましては、国とか地方公共団体の職員限定でもよいということにしております。ただし、講習につきましては、職務において支援活動を実施する職員に対して限定して行うものということにしております。つきましては、通達を改正してまいりますけれども、パブリックコメント等もございますので、また皆様にお示しできると思っております。

以上です。

○笠井委員長代理　　ありがとうございました。こちらは審議要件となりますが、本件につきまして御意見、御質問などございましたらお願いいたします。災害時に必要な運用の見直しだと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様から認められたということで、ありがとうございました。

次の議題に移らせていただきます。議題4の「令和6年能登半島地震を契機とした災害対策に関する調査」ということで、事務局から、資料4に基づき、説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　　資料4、能登半島地震を契機とした災害対策に関する調査について報告をさせていただきます。

能登半島地震における被害状況につきましては、昨年のこちらの小委員会で御報告させていただいたところでございます。この地震でございますけれども、道路損壊でありますとか停電、通信障害等々が発生したためになかなか被災情報の収集体制、あるいは各都道府県のLPガス協会や行政機関との連携に課題が生じたということでございます。このため、災害時の必要な体制を改めて検討するために調査を実施しましたということでございます。

この調査の結果でございますけれども、先ほど御紹介がありましたが、今後、「LPガス災害対策マニュアル」に反映することを検討しているということでございます。

まず調査の方法でございますけれども、石川県、及び近隣のLPガス協会にインタビューを実施しております。また全国のLPガス協会にもアンケートを実施しているというこ

とでございます。調査の観点でございますけれども、被災情報等の情報収集体制でありますとか方法に関する課題の抽出、そして②に書いてございますが、保安体制の維持に必要なとなる外部からの支援・関与の在り方に関する検討ということで調査を実施しております。

次をお願いします。こちらは、石川県など、被災地のLPガス協会へのヒアリング結果でございます。課題と改善案でございますけれども、ヒアリングによって、こういった提案があったということでございます。

まず被災情報等の情報収集体制や方法に係る課題でございます。今回の地震ですけれども、道路寸断で現地調査は困難であったとか、停電や通信の不通で、安否確認でありますとか情報収集が難航したこと。また被害情報を求められても、タイミングが分からないと。あるいは上流のLPG基地の供給再開の見通し等々の情報がなかなか入ってこず、非常に不安であったというコメントをいただいております。

また外部からの支援でございますけれども、応援を頼もうにも、応援者の宿泊場所の確保でありますとか派遣費用の負担でありますとか、これは保険も含みますが、そういった費用の問題があつて、なかなか依頼できなかつたということでございます。また被災地の液化石油ガス設備士資格者が不足しますと、供給再開作業に影響したということでございます。

ヒアリングの中で改善案として挙げられていたのは、例えば震災に強い連絡体制でありますとか、通信環境への移行でございます。固定電話とかファクスだけではなく、例えばSNS、アプリ等によるプッシュ型通知の導入がいいのではないかと、そういった改善案が挙げられたということでございますし、また、過去に被災経験を持つ他の都道府県のLPガス協会の職員の方、こういった方をアドバイザーとして派遣する制度を構築できないかという提案もいただいております。その他、応援人材受入れのための補助制度でありますとか保険制度の創設についても御提案いただいているということでございます。

次をお願いします。こちらは全国の都道府県のLPガス協会に対するアンケートの結果となります。こちらを見ますと、全国のLPガス協会のうち、8割以上が常勤職員6名以下でございます。さらに4名以下となりますと約半数でありまして、非常に体制が脆弱であるということかと思えます。なので、大規模災害時に自分たちの協会のみで対応可能ですと回答した協会は18にとどまっているということでございます。また、災害時の予算措置は万全でないという回答が大勢でございました。要望として、災害対応のための人材、現地調査員の手配支援、復旧用資機材の手配支援、行政・関連団体との情報共有などが挙

げられております。

また安否確認並びに被害状況の報告についてでございますけれども、多くの協会では、安否確認の方法として固定電話やファクスの、いわゆる固定回線を使っておりまして、情報伝達手段が脆弱であったということでございます。もちろんインターネットがそういう場合に使えるのかどうかという問題はありますけれども、少なくとも多くの協会では固定電話とかファクスのみに頼っているということのようでございます。このため、SNS等の導入等による通信方法の複線化を進める県協会もありますけれども、現状では導入計画のない協会が多くなっております。しかし、各都道府県のLPガス協会におきましては、各地域のLPガスの消費者数はほぼ把握済でございますので、通信手段がちゃんと確保されれば、地域の被害情報は把握できるであろうということでございます。

次をお願いします。こちらは今回のアンケート調査によって得られた回答のまとめになります。各都道府県LPガス協会では、被災時の安否確認は主に固定電話やファクスに頼っておりまして、SNS等の活用は少ないということ。中小事業者さんにおかれましては、被災時に、自分たちの事務所も被災して使用できなくなる事態も想定され、実際そうになっている例もございます。このような事態になることを踏まえまして、情報収集システムを構築していくことが必要という回答がございました。ただし、各協会、地域ごとのLPガスの消費者数を把握しておりますので、SNS等からの情報を活用すれば迅速な情報収集は可能になる可能性があるということでございます。また各県のLPガス協会の体制は脆弱であります。大規模災害では自分たちのみでは対応できないという回答がございました。あと、被災経験のある他県の協会から、対策本部の設置でありますとか、行政との対応につきまして、アドバイザーという形でも人材の支援を受けたいという声もございました。あとは機材不足や情報収集に対する懸念も存在しているということでございます。LPガスの供給形態ですとか、人口減少地域に応じた合理的な情報システム、支援体制の再構築が必要という御意見もいただいております。

以上のような回答、調査結果を参考にしつつ、引き続き調査を行いまして、今後、「LPガス災害対策マニュアル」の改訂も検討してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○笠井委員長代理 ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表に関しまして、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。事務局からお願いします。

○山下ガス安全室長 失礼いたしました。先ほど藤田委員から御質問をいただいております。また浅野委員からも御質問をいただいておりますので、この場で回答させていただきますと思います。

まず藤田委員から、いろいろな周知の話と、あと、そもそも何を周知するのかということでございますけれども、どのような周知の方法がいいのかというのは改めて、引き続き考えてまいりたいと思っております。また事故の分析の話がございました。こちらにつきましては、我々も、今までもいろいろな事故を分析して、この場でももちろん御報告をさせていただきますし、業界の方々が集まる会合でもそういった分析の結果は披露させていただいているところでございます。今後もいろいろな事故が発生しますけれども、そこから得られた教訓は一体何だったのか、その事故を防ぐために何ができるのかということも、専門家の方々の御知見を得ながら、引き続き事故分析等を行ってまいりたいと思っております。

浅野委員から、能登半島地震の対応のことがありました。訓練の問題とかありましたけれども、こちらは先ほど御説明しました災害対応マニュアルを見直しているところでございますので、そういった中にいろいろ、得られた教訓を盛り込んでいきたいと思っております。

あと、LP業界の女性の活躍の場の話でございますけれども、こちらは全国LPガス協会のほうに伝えておきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○笠井委員長代理 皆様の御協力のおかげで若干時間が余りまして、今、議題1についての御質問の答えということになります。全体を通して、また先ほどの事務局の回答にしまして、御意見、御質問などございましたら、まだ若干お時間がありまして、せっかく専門家の委員の先生方がお集まりですので、御発言があればよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして予定の議題が全て終了いたしました。被災時にも安全確保ができる、より安全性の高い機器が紹介され、導入されていること、また一般消費者へ周知というような、幅広い地道な活動により、安全性が確保されているというような、重要な成果を上げているというように感じました。LPガス関係では、設備が経年化していること、また人員減少により、安全確保が難しい状態が続きますが、引き続き安全確保のための活動について、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は活発な御討論、ありがとうございました。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○山下ガス安全室長　ありがとうございました。次回の日程等につきましては改めて事務局より連絡をさせていただきます。そのほか、事務局からは連絡事項等はありません。

○笠井委員長代理　それでは、以上をもちまして本日の小委員会を終了させていただきます。大変お忙しいところ、ありがとうございました。

——了——